

第78回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和6年9月10日 開会

伊方町議会

第 78 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 6 年 9 月 10 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 10 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 補 佐 篠澤 隆之 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 瀬 戸 支 所 長 三好 要 建 設 課 長 辻 龍彦 会 計 管 理 者 三好 利文 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 中 央 公 民 館 長 山本 宏貴
町長提出議案の項目	報告第 5 号 令和 5 年度伊方町継続費精算報告書について 報告第 6 号 令和 5 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 7 号 令和 5 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第 53 号 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について 議案第 54 号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 55 号 伊方町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について 議案第 56 号 令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 57 号 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 58 号 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 59 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認

	定について
	議案第 60 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 61 号 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 62 号 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 63 号 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 64 号 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 65 号 令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)
	11 番 吉川保吉議員
	12 番 阿部吉馬議員

## 伊方町議会第78回定例会議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火）  
午前10時00分開議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告
  - 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」  
「議員派遣結果報告」
  - 第 4 一般質問
  - 第 5 令和5年度伊方町継続費精算報告書について（報告第5号）
  - 第 6 令和5年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第6号）
  - 第 7 令和5年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について（報告第7号）
  - 第 8 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について（議案第53号）
  - 第 9 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第54号）
  - 第10 伊方町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（議案第55号）
  - 第11 令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について（議案第56号）
  - 第12 令和5年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第57号）
  - 第13 令和5年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について（議案第58号）
  - 第14 令和5年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第59号）
  - 第15 令和5年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第60号）
  - 第16 令和5年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第61号）
  - 第17 令和5年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第62号）
  - 第18 令和5年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第63号）

第 1 9 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第 64 号)

第 2 0 令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 65 号)

1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第78回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

皆様、おはようございます。本日、ここに伊方町議会第78回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。また、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、暦の上では秋を迎えておりますが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。町内では収穫の秋ということで、柑橘の収穫作業など大変忙しい時期を控えておりますが、一方では台風シーズンでもあります。近年、地球温暖化による影響からか、台風の大型化や集中豪雨など、これまでの常識を超えた自然の猛威によって、全国各地で甚大な被害が発生する傾向がございます。先月末の台風10号につきましても、記録的な大雨により、各地に甚大な被害をもたらしました。幸い本町におきましては大きな被害がなかったことに、まず安堵している次第でございます。

町といたしましても、大雨警報が発表された29日から31日までの間、災害対策本部を立ち上げ情報収集や高齢者等への避難情報の発信、避難所の開設・運営を行うなど、職員一丸となって住民の安心・安全の確保への取組みが適切に行われたと感じております。

また、各地区の自主防災会におきましては、自主的に集会所を避難所として開設していただき、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。引き続き、今後の台風等をはじめ自然災害に備え、状況に応じた適切な災害対応を心掛けてまいりたいと存じます。

また、南海トラフ地震につきましても、先月8日、運用が開始されてから初の臨時情報が発表されました。1週間の緊張状態を経験して、改めて巨大地震が起きることを前提とした防災対策の必要性を強く感じているところでございます。

そこで、まずは身近な対策として、家庭における大型家具・家電製品の固定のための経費や災害時の生活用水確保のための経費への支援を、今補正予算案に盛り込んだところでございます。今後とも、町の防災対策につきましても、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、私にとりまして、今任期最後の定例会を迎えることとなりました。この4年間、議員各位をはじめ職員、国・県等の関係者の皆様、そして、何よりも町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ふるさと伊方町の舵取りができたことに対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

振り返ってみますと、「未来への責任」をキーワードに、人口減少対策、少子高齢化対策、農林漁業の振興、観光対策、原子力発電所への対応等々、山積している様々な課題にスピード感を持って取り組むことを掲げ、職員とともに各種施策を展開してまいりました。

主な取り組みといたしましては、まず、人口減少対策として、町有施設を有効活用するための民間提案制度の創設や奨学資金返還支援、少子高齢化対策として、18歳までの医療費助成の拡充や給食費の半額補助、農林漁業の振興として、資機材等の購入費の一部補助やイノシシ肉等の有効活用を図るための獣肉解体処理施設の整備、水産業振興計画の策定などを行いました。

また、観光対策として、亀ヶ池温泉の再建や佐田岬半島ミュージアムの整備、原子力発電所への対応につきましては、四国電力に対して伊方発電所の安全運転に対する不断の追求や徹底した情報提供、また町としても、万が一に備えた防災訓練や放射線防護施設の整備などを通じて、住民の安心・安全の確保に努めてまいりました。

この他、予期しなかった新型コロナウイルスへの対応や能登半島地震を教訓とした、災害に備えるための住民支援を行ってまいりました。

以上、簡単に振り返ってみて、この4年間、至らぬ点多々あったかとは思いますが、様々な住民支援の施策を通じて、未来への責任に対する一定の前進が図られたのではないかと感じている次第でございます。今後とも、更なる人口減少対策や南海トラフ地震に備えた佐田岬半島における防災の在り方の検討など、まだまだ道半ばではありますが、山積する課題に対して、職員をはじめ、関係者一丸となって取り組んでまいりたく思っておりますので、引き続き議員各位のご指導・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件は、

- ・報告 3件
- ・条例改正 2件
- ・令和5年度決算認定 10件
- ・令和6年度補正予算 7件
- ・契約 4件
- ・財産の取得 1件
- ・その他 10件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

## 議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 吉川保吉議員、12番 阿部吉馬議員を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、議員派遣の結果報告を行います。お手元に配付してありますとおり、派遣議員を代表して、議会運営委員会の小泉和也委員長から報告書が出されておりますので、お目通しください。

議員各位におかれましては、今回の行政視察研修を今後の議員活動に活かしていただきますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」。お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

一般質問は、大綱ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

田村議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般

質問をさせていただきます。

大綱 1、がん患者へのアピアランスケアについて。

アピアランスとは、外観や人の容貌を意味する言葉です。脱毛（頭髪、まつげ、眉毛等）、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術の傷跡など、治療によって起こる外見の変化に対して、患者の悩みに対処し支援することをアピアランスケアと呼びます。

国立研究開発法人国立がん研究センターの 2020 年のデータによると、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は男性が 62.1%、女性が 48.9%となっています。伊方町では高齢化率も高くなっており、がんにかかるリスクも高まっていると思われます。こういうことから、がん治療に伴う外見の変化に苦しむ患者さんに対するアピアランスケアの重要性が増していると思います。

県内の自治体を調べてみますと、複数の自治体で、名称こそ違えど、がん患者へのアピアランスケア助成金交付事業が実施されています。お隣の八幡浜市におかれましても、がん治療に伴う外見の変化に起因する苦痛の軽減と、治療と就労や社会参加の促進、療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、がん患者に対して頭髪補整具やその他補整具の購入費の一部を助成しています。

伊方町においても、がん患者に対して、頭髪補整具やその他補整具の購入費を助成するべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 1、がん患者へのアピアランスケアについてのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、国立がん研究センターの統計によりますと、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は、男性・女性ともに 2 人に 1 人と高くなっております。また、2022 年のデータでは、日本人ががんで死亡する確率は、男性が 25.1%で 4 人に 1 人、女性が 17.5%で 6 人に 1 人となっております。がんへの対応は、国民の生命と健康にとって重大な問題となっております。

このため、国や県におきましては、平成 18 年度に成立したがん対策基本法や平成 22 年に制定した愛媛県がん対策推進条例に基づきまして、がん対策推進基本計画を策定し、現在第 4 期となる基本計画に沿いまして、「がんの予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を柱に、総合的ながん対策に取り組んでいるところでございます。

本町におきましても、これらの法律や計画等を踏まえ、がんの予防や早期発見に向けて、発がんに大きく影響を及ぼすウイルス検査をはじめ、各種がん検診を実施しており、本町の検診受診率は県下でも上位を誇っているところでございます。

がん検診の結果をみますと、本町における令和 4 年度の要精密検査率は、胃がん 5.8%、肺がん 0.7%、大腸がん 4.8%、乳がん 0.8%、子宮頸がん 0.3%、前立腺がん 6.1%となっております。町といたしましては、これらのデータを参考にしながら、がん検診をより受けやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、適切な予防活動に活かしてまいりたいと考えております。

ご質問の、がん患者へのアピアランスケアについてでございますが、国の第4期がん対策推進基本計画では、がんとの共生を掲げ、がん患者の相談支援及び情報提供、がん患者等の社会的な問題への対策などの現状や課題が盛り込まれております。がん治療の副作用による脱毛、肌の色や爪の変化、傷跡など、外見のケアに対する支援につきましても、今後取り組むべき施策として掲げられております。

また、がん患者におきましては、身体の痛みや発熱、吐き気などの症状よりも、外見の変化に対する苦痛を感じる方が多いとの調査結果も出ております。アピアランスケアにつきましては、がん患者ががんと共に生きていくために、治療やこれからの人生に前向きな気持ちになれますように、医療スタッフ、臨床心理士など、心理面を含めた専門スタッフとの長期的な関わりの中でサポートすることとされておきまして、尊厳を持って安心して暮らせる社会の実現を目指すためには、今後検討する必要がある重要ながん対策の1つと認識をいたしております。

このような中で、現在県内では8市町ががん患者の医療用ウィッグ、胸部補整具などの購入費用に対する助成を行っております。また、本日の新聞記事によりますと、西予市と他の市町におきましても検討を進めているようでございます。

町としましては、国や県、他市町の対策が進む中で、その動向を見据え、がん相談支援センターなど関係機関の考え方も参考にしながら、アピアランスケアに対する支援につきまして前向きに対応してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程町長の方から、前向きに対応してまいりますという力強いお言葉をいただきました。また、ご紹介のように日々、町民の健康のため、がん検診など町民に寄り添って対応いただいている職員の皆様方にも改めて感謝を申し上げます。

伊方町では、いち早く15歳以下の医療費無償化を行いました。町長の冒頭の挨拶にもありましたように、現在は18歳以下の医療費の無償化もされております。子育て世代から、「助かる」、「ありがたい」、「伊方に住んで良かった」との声を私も聞いておりますし、私も子育て世代の1人として、大変ありがたく思っております。

このように、住民に非常に寄り添った施策をしていただけることで、伊方町に対する愛着も湧きますし、しっかり働いて伊方町にしっかり納税したいというふうにも私も思う次第であります。

さて、今程前向きに対応していただけるというお話でしたが、もし実現という運びになりましたら、この質問のやり取りは、12月の議会だよりにおいて出てくるわけでございますが、当初予算での予算編成とはなりませんが、その間のタイムラグでサービスを受けられる方、受けられない人の

差が出てくるというふうに心配しております。そのような場合は、例えば経済産業省の補助制度でよくある話なのですが、遡及して対応するというをご留意いただきたいと思ひます。

後、他の自治体は2分の1を上限とし金額は3万円までというのがほとんどの自治体で見られるような状況ではあります、鬼北町におかれては、3分の2の助成率となっております。

先程も申し上げましたとおり、伊方町ならではの町民に寄り添った施策を展開していただき「伊方町に住んで良かった」と、サービスを享受した皆さんがそういうふうに思ひて、他の人や他の市町の皆さんに「伊方、良いところですよ、来ませんか」って口コミがどんどん広がるような、そんな町民に寄り添った心暖かい施策をしていただきたいと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 色々な観点からの再質問であったというふうに思ひます。

まず、遡ってということに関しては、これはあらゆる事業に、例えば奨学金の返還等にもあるんですけども、やっぱりある一定の期間を決めて、どうしてもそれ以前の方と以後の方では、その事業補助が適用できる・できないというところがある程度出てくるというのは、やむを得ないかなというふうに思ひます。そして、そういった中で色々検討しなければならない部分があるんだろうというふうに思ひます。

他の市町の状況も当然調査しなければなりませんし、町内にどの程度の需要があるのか、あるいはがん患者のみのそういった対応で良いのかどうか。私も精神的なもので頭髪が脱毛したという方も知っておりますけれども、色々なケースが想定されるんだろうというふうに思ひます。そういった様々なことを検討して、12月議会になるのか、あるいは当初予算になるのか、今後そういった諸々の検討を行ったうえで、なるべく多くの町民の皆様方に利便性を感じてもらいたい、そんな補助事業に育てていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 町長の思慮深いご答弁だと思いますが、やはり頭髪が抜けてということになりますと、女性のみならず男性も、やはり外見を帰任することによって闘病への姿勢も変わってくると思ひますし、ましてそれを支える家族も心持ちは違ってくると思ひます。

頭髪補整具に関しても、もうはっきり言ってピンからキリまでの状況なので、高いものに関しては40万円というものもあります。夏場なんか通気性の悪いものを使用しますと、やっぱり発疹が出たりとか、そういうところで闘病への心構えも薄れてくると思ひますので、ぜひそういうこともご配慮いただきまして、というふうに考えます。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 繰り返しになりますけれども、様々なケースを想定して、なるべく多くの町民の皆様方に喜んでもらえるような、そんな事業を作り上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

(休憩 10:27~10:45)

### 報告第5号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5「令和5年度伊方町継続費精算報告書について」報告第5号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第5号、令和5年度伊方町継続費精算報告書について、ご報告いたします。

これは、地方自治法第212条第1項の規定により、令和4年度に継続費を設定いたしました亀ヶ池温泉再建事業について、令和5年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものでございます。

本事業は、全体計画8億2,396万8千円に対し、実績につきましても同額の8億2,396万8千円でございます。また、特定財源として、単独災害復旧事業債、公有建物災害共済金、亀ヶ池温泉再建基金繰入金を充当しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号、令和5年度伊方町継続費精算報告書についてを閉じます。

### 報告第6号

○議長（菊池隼人） 日程第6「令和5年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第6号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第6号、令和5年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付して、それぞれ同条同項の規定により報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況です。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに黒字決算のため、数字には表れません。実質公債費比率は6.5%となっております。将来負担比率は、将来負担額を基金などの充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。

次に、公営企業会計における資金不足比率の状況です。全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数字に表れません。

いずれの指標も、国が定めた基準を下回っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号、令和5年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてを閉じます。

## 報告第7号

○議長（菊池隼人） 日程第7「令和5年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第7号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第7号、令和5年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、公表することとなっており、令和5年度の実施事業について点検・評価を纏めたものです。

伊方町総合計画においては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育・スポーツ・文化面でのまちづくりの基本目標を「ふるさと愛いっばいの人材が育つまちづくり」と定めており、人づくりがまちづくりの基本という認識の下、学校、家庭、地域の連携・協働を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野

に渡り教育行政を総合的に推進してまいりました。

2 頁から 7 頁には伊方町教育委員会の教育重点施策を、8、9 頁には教育行政執行の概要を掲載しております。

個々の事業につきましては、10 頁から 16 頁にかけ、4 段階に分けて評価いたしております。また、総評を 17 頁に掲載しておりますので、お目通しいただいたらと思います。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、令和 5 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 7 号、令和 5 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についてを閉じます。

### 議案第 53 号

○議長（菊池隼人） 日程第 8「伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について」議案第 53 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 53 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

この条例の改正内容は、防災行政無線の「移動系」の廃止に伴い、「アラカヤ中継局」を削除し、小島の固定局を移設したため、設置場所の地番を変更するものです。

なお、施行日は、公布の日としています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 54 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 54 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 54 号、伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、1 点目に診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の改正に対応するもの、2 点目に被保険者証の返還に応じない場合の過料に関する規定を削除するものでございます。

なお、この条例は特段の定めを置くものを除いて、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号、伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 55 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「伊方町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」議案第 55 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 55 号、伊方町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定により、議会の議決を経る必要があるため、ご提案するものでございます。

指定する郵便局は、大久郵便局、二名津郵便局及び串郵便局、取扱事務の範囲は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条第6号から第9号までに掲げる事務でございます。

指定期間は、令和6年12月1日から令和7年3月31日まで。ただし、指定期間満了の1カ月前までに、町と日本郵便株式会社いずれからも事務取扱いを廃止する旨の意思表示をしない時は、期間を延長することとしてございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第55号、伊方町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第56号から議案第65号

○議長（菊池隼人） 日程第11「令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第56号から日程第20「令和5年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第65号までの10議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 議案第56号、令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第65号、令和5年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの10議案につきましては、町の全10会計の決算認定を求めるものでございます。

令和5年度の一般会計の決算状況は、歳入歳出の差引き6億1,433万3,644円、このうち、翌年度への繰越財源3億1,386万1,461円を差し引いた実質収支は、3億47万2,183円となっております。

特別会計の決算状況は、8会計を合わせた歳入歳出の差引き1億1,905万7,805円、このうち、翌年度への繰越財源927万5千円を差し引いた実質収支は、1億978万2,805円となっております。

また、企業会計の決算状況について、収益的収支の差引きは2,898万6,414円となっておりますが、資本的収支の差引きは7,376万8,558円不足しております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては担当課より説明させていただきますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（門田光和） 議長

○議長（菊池隼人） 門田代表監査委員

○代表監査委員（門田光和） それでは、令和 5 年度の決算審査意見書につきましては、議員の皆様にも既にお示しをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長から審査に付された令和 5 年度伊方町一般会計及び特別会計決算における歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況等並びに水道事業会計決算に関し、関係諸帳簿、証拠書類等につきまして、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 9 日にかけて実質 8 日間に渡りまして、末光監査委員並びに会計管理者及び監査補助員同席の下、各課の課長及び担当職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合し内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が 121 億 6,137 万 8,135 円、歳出総額が 115 億 4,704 万 4,491 円の収支となっておりまして、差引き 6 億 1,433 万 3,644 円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源 3 億 1,386 万 1,461 円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、3 億 47 万 2,183 円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 98.41%と、前年度に比べ、0.17 ポイント上回っております。しかしながら、依然として、町税及び住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から、収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、ただ、委託においては、経済的合理性が高まるなど有益な部分もありますが、その委託業者が適切なのかどうかの適格性を見極めや支出明細の管理、業務成果の確認が重要となります。常にサービスの対価であることを念頭に置き、目的への適合性や支出の用途を確認しながら、業務委託の必要性和金額の妥当性を意識することを強く望むものであります。

また、不用額については3億5,739万7,428円となっておりますが、この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることのないよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたい。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下8つの会計がございます。いずれの会計も黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定及び公共下水道事業特別会計を含め、下水道の3会計につきましては、一般会計からの多額な繰入れにより、黒字または収支同額の決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び悩み等により厳しい経営環境下にはありますが、適切な経営改善計画の下、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても、合併特例加算の終了に伴い、財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。つきましては、事務事業の見直しを着実に進めるとともに、将来を見据えた的確な行財政計画の下、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づき、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則にのっとり、伊方町水道事業給水条例及び事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類ともに、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた1,540万7,676円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金1億1,862万8千円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は30.02%となっております。

今後も、同様の依存体質が続くものと予想されるところでありますが、水道事業は、独立採算制での運営を行うことが基本原則であります。水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用量の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大等が相まって大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

結びに、令和5年度の審査を通してでございますが、課所管の事務、事業別決算につきましては、それぞれ決算審査の中で意見や要望等を課長さんに申し上げさせていただきました。地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと謳われております。今後とも、職員の皆様に期待とお願いを申し上げます。

また、先が見通せない厳しい執務環境の中、職務に精励されている理事者をはじめ関係者のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後ともつつがなく職務を全うされますようお願いをいたしまして、審査意見の補足といたします。

**○議長（菊地隼人）** お諮りいたします。只今、説明のありました、令和5年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手元に配付の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会

へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において合同による審査といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算以下決算関係10議案を、総務文教厚生、産業  
建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

### **散会宣告**

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものであり  
ますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。11日から12日は休会。13日  
は、午前10時から各常任委員会合同によります、令和5年度決算の審査を行います。14日から17  
日は休会。18日は午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員